

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	第3回みよし市国民健康保険運営協議会		
開催日時	平成31年1月30日(水) 午後2時～午後2時25分		
開催場所	みよし市役所1階 101会議室		
出席者	<p>天石 惇郎(会長)、野崎 又嗣(職務代理者)、島 典広、西田 基、日比野 守道、芳賀 真、木戸 功男、奥村 昌代、久野 和美 (事務局)</p> <p>小野田福祉部長、太田福祉部次長、小野田保険年金課長、浅井副主幹、山内主事</p>		
次回開催予定日	平成31年7月		
問合せ先	<p>保険年金課国保担当 浅井、山内 電話番号 0561-32-8011 ファクシミリ番号 0561-34-3388 メールアドレス hokennenkin@city.aichi-miyoshi.lg.jp</p>		
下欄に掲載するもの	<p>議事録全文</p> <p>議事録要約</p>	要約した理由	
審議経過	<p>1 あいさつ 2 平成31年度みよし市国民健康保険税の税率について 3 みよし市国民健康保険運営協議会答申について 4 その他</p>		

<p>保険年金課長</p>	<p>1 あいさつ 時間もありましたので、ただいまより「平成30年度第3回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。 それでは、礼の交換をさせていただきます。一同ご起立をお願いします。 「一同、礼」ご着席ください。 また、本運営協議会につきましては会議公開となりますので、ご了承をお願いします。 それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。 はじめに天石会長より、あいさつをいただきたいと存じます。</p>
<p>天石会長</p>	<p>本日は大変寒い中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、第3回国民健康保険運営協議会を開催いたします。 前回の第2回国民健康保険運営協議会の中で、一般会計からの法定外繰入の削減を図りながら、被保険者の急激な負担増にならないよう、6年かけて県が示した標準税率に近づけていくという昨年度の答申内容にそった形での平成31年度の税率案で承認されました。 今回皆様にお集まりいただいたのはその確認となります。前回は県が11月に示した仮算定での標準税率を基に税率を設定していましたが、今月中旬に本算定での標準保険税率が示されたようですので、6年かけて近づけるという考え方はそのままで、本算定を基準として微調整した案を事務局が示すそうです。また、本日は、この税率を含めた市長に提出する答申書の案についても内容確認を行うこととなりますので、委員の皆様におかれましては慎重な討議をお願いいたします。 なお、今回の運営協議会が本年度最後の協議会となります。委員の皆様におかれましては、平成30年度から国民健康保険の県単位化という大改革のタイミングでの2年間にわたり委員の重責を担われたことに感謝申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。</p>
<p>保険年金課長</p>	<p>ありがとうございました。 なお本日、加藤委員、山内委員、近藤委員が欠席されていますのでご報告させていただきます。 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。 「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第3条第1項の規定により会長が議長を務めることとなりますので、天石会長よろしくをお願いします。</p>
<p>天石会長</p>	<p>規定により議長を務めさせていただきます。 議事に入ります前に、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。 本日の出席者は 9名であり、「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第6条に定める定足数に達しており、今委員会は成立しています。 はじめに、本日の議事録署名者の指名をいたしたいと存じ</p>

事務局

ます。

木戸委員と久野委員を議事録署名者に指名しますのでお願いいたします。

なお、議事録は要点記載とし、書記を保険年金課の山内主事をお願いいたします。

それでは議事に入ります。

協議事項の1点目の「平成31年度みよし市国民健康保険税の税率（案）について」、事務局より説明をお願いいたします。

2 平成31年度みよし市国民健康保険税の税率について

では、着座にて説明をさせていただきます。

説明の前に1点資料の誤植がありましたので、修正お願いします。資料1の1ページの下から3段目の約25,311千円を25,211千円としてください。

では、説明に入ります。

協議事項の1点目の「平成31年度みよし市国民健康保険税の税率について」ですが、前回の協議会において、ご決定いただきました平成31年度の国民健康保険税の改定案の内容につきまして、一部微調整をしておりますので、再度ご確認いただくのと、昨年12月に閣議決定されました平成31年度税制改正大綱の内容の中に国保税にかかる事項がありましたので、その内容をご説明させていただきます。

お手元の資料A3の資料2をご覧ください。

まずは、上から4つ目の表であります、「○第2回運営協議会での案 標準税率（H30.11仮算定）で設定した税率」です。こちらが、前回ご決定いただきましたものになります。

これは、上から2段目の表「標準保険税率（H30.11仮算定）③」をもとに6年間でそれに近付ける形で設定しました。

その下の「標準保険税率（H31.1本算定）④」こちらが、県が今年の1月に示した、本算定での標準税率となります。その下に、仮算定と本算定での差がありますが、大きな差もなく、下げる形で示されました。

この本算定での標準税率を基にして、6年間でそれに近付ける形で設定したものが、下から2番目の表「○今回の修正案標準税率（H31.1本算定）」で設定した税率です。

一番上段の黒枠が平成31年度の税率案となります。右側計の網掛け部分で見ますと、所得割が8.48%で今年度の税率と比較すると0.42%増、均等割が41,200円で700円増、平等割は29,900円で個々の増減はありますが、全体では、増減無しとなっています。モデル世帯の年税額では、226,700円で今年度との比較で年額7,100円、3.2%の増となっています。

一番下の表で⑦-⑥となっているものがありますが、これが前回の運営協議会での案と今回示した案との差となります。網掛けで部分の計で見ますと所得割が前回案より0.02%の減でモデル世帯の年税額では、300円の減となっています。

それでは、資料1をご覧ください。

1 国民健康保険税の税率の改定案です。先程の資料2で示した、今回の修正案です。

その下、試算としまして、モデル世帯においては、現行より課税額が年間7,100円の増、国保税全体では、平成30年4月1日現在の課税状況を基に試算しますと、約2,521万1千円の

天石会長

増となる見込みです。

2ページをご覧ください。

「2 国民健康保険税の減額（軽減額）の改定案」です。

国民健康保険では、低所得世帯について、保険税の賦課による負担を緩和するために、その所得に応じて、応益割である均等割と平等割のそれぞれ7割、5割、2割を軽減がする制度があります。

今回、均等割、平等割を改定することに伴い、こちらの表のとおり改定することが必要となります。

3ページをご覧ください。「3 国民健康保険税の課税限度額及び減額対象所得の改定案」についてです。

昨年12月に平成31年度税制改正大綱が閣議決定され、その中に、国保税の課税限度額の改定と、先ほど説明しました国保税の軽減対象となる所得の基準の改定にかかる事項がありました。

その内容がこちらになります。

まず、国保税の課税限度額の改定につきましては、基礎課税額の限度額を現行の58万円から61万円に引き上げることとしております。

また、減額対象所得の改定については、物価上昇などの影響を考慮し、軽減対象となる所得の基準を引き上げるものであり、5割軽減となる世帯・2割軽減となる世帯における被保険者1人あたりの基準額をそれぞれ引き上げるものとしております。

その次の試算では、それぞれの改定による課税額の変動を示しています。

まず、課税限度額の改定については、平成30年4月1日現在の課税状況を基に試算しますと、約382万円の増額が見込まれます。

次に、減額対象所得の改定については、同じく平成30年4月1日現在の課税状況を基にした試算では、5割軽減世帯では16世帯35人の増、2割軽減世帯では18世帯29人の増となり、軽減額は約111万3千円の増額となる見込みです。全体の差し引は、約270万7千円の増額となっています。

以上、説明とさせていただきます。

事務局より説明いただきました「平成31年度みよし市国民健康保険税の税率（案）について」、質問、ご意見等ありましたらお願いします。

新たに本算定が出まして微調整した結果、前回示された案と比べて、モデル世帯で300円減るということですね。年間では昨年度と比べると、7,100円負担増となります。

ご審議いただきました、「平成31年度みよし市国民健康保険税の税率について」、原案を承認することでご異議はありますか。

（異議なし）

次に同じく協議事項 2点目の「みよし市国民健康保険運営協議会答申（案）について」、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>3 みよし市国民健康保険運営協議会答申について</p> <p>続きまして、協議事項の2点目、みよし市国民健康保険運営協議会答申書（案）について、ご説明いたします。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>本年度、第1回目の会議の際に、市長より国民健康保険税のあり方についての諮問があり、これまでの会議における協議の内容を踏まえて、市長に提出する答申書の案を作成いたしましたので、内容をご確認いただきたいと思います</p> <p>1 ページ目は答申書に添付する送付書、2 ページ目は答申書の表紙で、3、4 ページが本文となっております。3 ページをご覧ください。</p> <p>1 審議会の結論として、先程審議いただいた、平成31年度の税率表がのっています。</p> <p>続きまして</p> <p>2 結論に至った理由として、今年度県から示された標準保険税率が、昨年度同様に現行税率と比べ高いものとなっております。県運営方針では、「被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないように配慮し、関係者と理解が得られる範囲で現実的な赤字の解消・削減を進めていくもの」とされている。昨年度の当協議会の答申では、「平成30年度から段階的に標準保険税率に近づけていくことにあわせて、一般会計からの法定外繰入の削減を図っていくことが望ましい。平成30年度は、平成29年度における改定率を参考に7年をかけて標準保険税率に近づけるものとする。」としており、今回の答申においても、昨年度の答申を踏まえ、税率の見直しにあたっては、被保険者の急激な負担増にならないよう考慮しながら、標準保険税率に近づけていく必要があるため、平成31年度の税率は、6年をかけて標準保険税率に近づけるものとするのが適当と判断した。と結論に至った理由を述べています。</p> <p>次に、3 附帯意見として、今後も安定的な国保財政運営を図るために、当協議会の意見を6つ掲げています。内容は、昨年と同様となっております。</p> <p>このように、「みよし市国民健康保険税のあり方について」の答申書案を作成いたしましたので、ご審議をよろしく願います。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p>
天石会長	事務局より説明いただきました、「みよし市国民健康保険運営協議会答申（案）について」、質問、ご意見等ありましたらお願いします。
野崎職務代理者	答申書（案）について、3 ページ目「1 審議会の結論」について、協議会でなくて良いですか。
事務局	協議会に訂正します。
天石会長	その他にご質問はございませんか。今度消費税の見直しがあり、今後どうなっていくのかわかりませんが、保険税だけでは運営していけないので、法定外繰入で税金を使っている。税金もあまり多く使っていないものではありません。と言いま

	<p>すのは、意見も出ていますが、組合健保や政府管掌の協会けんぽ等については、補助がでないわけです。しかしながら、国民健康保険については、税金を使う。そういう意味では不平等ともいえるかもしれないですが、退職された方や、組合健保等に入れない方が受入するのが国民健康保険ですので、その点はセーフティネットというか、税金を投入しなければという部分です。</p> <p>その他ご意見ございませんか。</p> <p>ご審議いただきました、「みよし市国民健康保険運営協議会答申書（案）について」、原案を承認することでご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>以上で協議事項についての審議を終了します。</p> <p>次に、次第3 その他につきまして、事務局より何かございましたらお願いします。</p>
事務局	<p>その他の事項といたしまして、今回ご承認いただきました答申書にかかる今後の予定を申し上げておきたいと思えます。</p> <p>答申書につきましては、来週6日の水曜日に天石会長ならびに野崎職務代理者から市長へ提出していただくこととなっております。</p> <p>そして、これに基づき作成した「みよし市国民健康保険税条例の改正案」を3月に開会されます平成31年第1回みよし市議会定例会に上程し、可決されますと、正式に改正ということとなりますので、よろしく願いいたします。 以上です。</p>
保険年金課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで福祉部長よりお礼の言葉を申し上げます。</p>
福祉部長	<p>委員の皆様、本日もすべての協議事項に対し、慎重にご審議いただきありがとうございました。</p> <p>先程会長よりお話しがありましたように委員の皆様は、2年の任期ということで、今年度が最後の年となりました。</p> <p>任期中は、国保制度が始まって以来の大改革と言われる国民健康保険の県単位化があり、これから将来のみよし市の国民健康保険のあり方を考えていく中で、県から標準保険税率が示されましたが、現状でのみよし市の税率とかけ離れており、どのようにしてそこに近付けていくかをご審議いただくという、特に重要な年でありましたが、お蔭をもちまして、その方向性を定めることができました。この場をお借りして感謝申し上げます。</p> <p>事務局といたしましては、国保事業の健全運営に向け引き続き鋭意取り組んでまいります。</p> <p>皆様におかれましては、今後につきましても、国民健康保険事業の運営にご理解・ご協力をお願いし、また、これまで委員としてみよし市の国民健康保険事業に多大なご尽力をいただいたことについて、深く感謝を申し上げ私からのお礼のあいさつとさせていただきます。</p>

保険年金課長

ありがとうございました。

以上をもちまして「平成30年度第3回みよし市国民健康保険運営協議会」を終了いたします。

平成30年度の国保運営協議会の全体での会議は今回で終了とさせていただきます。一年間大変お世話になりました。あらためて感謝申し上げます

一同、ご起立をお願いします。

「一同、礼」 ありがとうございました。